

福井市監査告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定並びに福井市監査基準（令和2年福井市監査告示第20号）により監査を実施したので、同条第9項の規定及び福井市監査基準により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和8年2月16日

福井市監査委員	浅	野	信	也
福井市監査委員	堀	田	宏	憲
福井市監査委員	酒	井	良	樹
福井市監査委員	榊	原	光	賀

1 監査の種類

定期監査（所属別定期監査）

2 監査の対象

(1) 対象所属等

工事・会計管理部

工事検査課及び技術管理課

教育委員会事務局

学校教育課、生涯学習課、文化財保護課、図書館、みどり図書館（清水図書館）及び桜木図書館（美山図書館）

(2) 監査範囲

令和6年度及び7年度（10月末分まで）の財務事務及び事務事業等の執行状況

3 監査の着眼点（評価項目）

(1) 財務事務の執行及び経営に係る事業の管理が、法令に適合し、本市を取り巻く社会状況や市民ニーズに合致しているか。

(2) 経済的かつ効率的な事業実施に向け、各事業の取組について検証

を行っているか。

4 監査の実施内容

(1) 監査の方法

監査に当たっては、財務関係諸帳簿及びあらかじめ所属等に提出を依頼した監査資料を調査するとともに、関係職員からの聴取及び実地調査を実施した。

(2) 監査の実施期間

令和7年11月27日から令和8年2月12日まで

5 監査の結果

上記1から4までに記載したとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることが、おおむね認められた。ただし、検討が望まれる事項については、意見を提出する。なお、注意とした事項があるが、監査の過程において触れたので省略する。

(意見)

福井市PTA研究大会の開催に当たり、所管課は、福井市PTA連合会に対し、規約や算定根拠が明確でないまま負担金を拠出していた。また、同大会の事業内容は、福井市PTA連合会事業補助金の補助対象事業と内容が重複しており、補助金による支出も可能であったと解される。

予算執行の合理性と透明性の向上を図るとともに、本市及び団体双方の事務の簡素化と効率化を図るため、当該負担金及び補助金の制度の整理や見直しを行うことが望ましい。

【教育委員会事務局生涯学習課】

(意見)

所管課は、おさごえ民家園施設運営業務を随意契約により委託しているが、随意契約の理由及び契約相手の選定理由が十分とは言えず、当該業務は他者でも実施可能な内容であると考えられる。

今後は、競争の公平性及び費用削減の観点から、改めて随意契約の必要性について検討されたい。

【教育員会事務局文化財保護課】